



東北大学

平成 28 年 11 月 8 日

報道機関 各位

東北大学大学院経済学研究科

平成 27 年都道府県別合計特殊出生率（確定値）を試算

－東京都，京都府，岐阜県，愛知県，宮城県などで大きく上方修正－

少子化問題を考えるにあたり，合計特殊出生率は重要な統計数値データです。

本年 5 月に，厚生労働省は『平成 27 年人口動態統計月報年計（概数）の概況』で平成 27 年の合計特殊出生率の速報値を公表しました。今後，厚生労働省は先日総務省より公表された平成 27 年国勢調査の結果を受け，年内に合計特殊出生率の確定値を公表することとなっています。

ところで，この都道府県別合計特殊出生率の分母の女性人口に用いる資料は，速報値では日本人のほか外国人も含む女性人口（総務省『人口推計』）でしたが，確定値では国勢調査結果に基づく日本人だけの女性人口となるため，速報値に含まれていた外国人人口の影響や総務省『人口推計』の推計の誤差の影響により，都道府県によっては数値が大きく変わります。

そこで，本学大学院経済学研究科 高齢経済社会研究センターの吉田 浩教授らは，厚生労働省による確定値の公表に先立ち，厚生労働省の確定値の算出定義を用い，平成 27 年都道府県別合計特殊出生率の確定値を試算しました。

その結果，別紙表 1，表 2 のとおり，速報値では分母に含まれていた外国人人口が除外されたことの影響などにより，確定値では 25 都道府県で出生率が上方に修正される結果となりました。特に，東京都では 1.17 から 1.25 に上昇(+0.08)，京都府では 1.26 から 1.34 に上昇(+0.08)，岐阜県と愛知県では共に 1.49 から 1.56 に上昇 (+0.07)，宮城県では 1.31 から 1.37 に上昇 (+0.06) となるなど、大きく修正される結果となりました。一方，総務省『人口推計』の推計誤差の影響により，17 県では下方に修正される結果となりました。

さらに，都道府県ごとの順位も大きく入れ替わり，速報値では第 8 位となっていた鹿児島県は順位が 5 位上がり第 3 位，共に第 16 位となっていた滋賀県と広島県は共に 5 位上がり第 11 位，共に第 27 位となっていた岐阜県と愛知県は共に 10 位上がり第 17 位，第 14 位となっていた和歌山県は 9 位下がり第 23 位，第 24 位となっていた山形県は 9 位下がり第 33 位，第 38 位となっていた秋田県は 6 位下がり第 44 位などとなりました。

なお，本試算値は，多くの都道府県で後日厚生労働省が公表する確定値と一致すると考えられますが，一部の都道府県では±0.01 程度のずれが生じる可能性がありますので，御留意ください。

【お問合せ先】

東北大学大学院 経済学研究科 高齢経済社会研究センター
教授 吉田 浩

TEL : 022-795-6292 E-MAIL : hyoshida@econ.tohoku.ac.jp

山形県企画振興部 統計企画課

博士（経済学）石井 憲雄

E-MAIL : ishiinorio2012@gmail.com

表1 平成27年合計特殊出生率(確定値)の試算結果

	A 確定値 (東北大)	B 速報値 (厚労省)	差 (A-B)
北海道	1.31	1.29	0.02
青森県	1.42	1.43	-0.01
岩手県	1.49	1.50	-0.01
宮城県	1.37	1.31	0.06
秋田県	1.35	1.38	-0.03
山形県	1.48	1.50	-0.02
福島県	1.58	1.60	-0.02
茨城県	1.48	1.46	0.02
栃木県	1.49	1.48	0.01
群馬県	1.49	1.47	0.02
埼玉県	1.39	1.34	0.05
千葉県	1.38	1.35	0.03
東京都	1.25	1.17	0.08
神奈川県	1.39	1.34	0.05
新潟県	1.44	1.47	-0.03
富山県	1.51	1.51	0.00
石川県	1.54	1.51	0.03
福井県	1.62	1.63	-0.01
山梨県	1.50	1.46	0.04
長野県	1.58	1.58	0.00
岐阜県	1.56	1.49	0.07
静岡県	1.54	1.54	0.00
愛知県	1.56	1.49	0.07
三重県	1.55	1.51	0.04
滋賀県	1.60	1.57	0.03
京都府	1.34	1.26	0.08
大阪府	1.38	1.34	0.04
兵庫県	1.47	1.43	0.04
奈良県	1.37	1.35	0.02
和歌山県	1.53	1.58	-0.05
鳥取県	1.65	1.69	-0.04
島根県	1.78	1.80	-0.02
岡山県	1.54	1.49	0.05
広島県	1.60	1.57	0.03
山口県	1.60	1.61	-0.01
徳島県	1.53	1.55	-0.02
香川県	1.63	1.64	-0.01
愛媛県	1.53	1.51	0.02
高知県	1.50	1.50	0.00
福岡県	1.52	1.48	0.04
佐賀県	1.64	1.67	-0.03
長崎県	1.66	1.67	-0.01
熊本県	1.68	1.68	0.00
大分県	1.59	1.60	-0.01
宮崎県	1.70	1.72	-0.02
鹿児島県	1.70	1.65	0.05
沖縄県	1.96	1.94	0.02

(資料) A 東北大学経済学研究科 高齢経済社会研究センター(吉田・石井)による試算値
 B 厚生労働省『平成27年人口動態統計月報年計(概数)』

表2 平成27年合計特殊出生率の都道府県ランキング

A 確定値（東北大）			B 速報値（厚労省）		
1	沖縄県	1.96	1	沖縄県	1.94
2	島根県	1.78	2	島根県	1.80
3	宮崎県	1.70	3	宮崎県	1.72
3	鹿児島県	1.70	4	鳥取県	1.69
5	熊本県	1.68	5	熊本県	1.68
6	長崎県	1.66	6	佐賀県	1.67
7	鳥取県	1.65	6	長崎県	1.67
8	佐賀県	1.64	8	鹿児島県	1.65
9	香川県	1.63	9	香川県	1.64
10	福井県	1.62	10	福井県	1.63
11	滋賀県	1.60	11	山口県	1.61
11	広島県	1.60	12	福島県	1.60
11	山口県	1.60	12	大分県	1.60
14	大分県	1.59	14	長野県	1.58
15	福島県	1.58	14	和歌山県	1.58
15	長野県	1.58	16	滋賀県	1.57
17	岐阜県	1.56	16	広島県	1.57
17	愛知県	1.56	18	徳島県	1.55
19	三重県	1.55	19	静岡県	1.54
20	石川県	1.54	20	富山県	1.51
20	静岡県	1.54	20	石川県	1.51
20	岡山県	1.54	20	三重県	1.51
23	和歌山県	1.53	20	愛媛県	1.51
23	徳島県	1.53	24	岩手県	1.50
23	愛媛県	1.53	24	山形県	1.50
26	福岡県	1.52	24	高知県	1.50
27	富山県	1.51	27	岐阜県	1.49
28	山梨県	1.50	27	愛知県	1.49
28	高知県	1.50	27	岡山県	1.49
30	岩手県	1.49	30	栃木県	1.48
30	栃木県	1.49	30	福岡県	1.48
30	群馬県	1.49	32	群馬県	1.47
33	山形県	1.48	32	新潟県	1.47
33	茨城県	1.48	34	茨城県	1.46
35	兵庫県	1.47	34	山梨県	1.46
36	新潟県	1.44	36	青森県	1.43
37	青森県	1.42	36	兵庫県	1.43
38	埼玉県	1.39	38	秋田県	1.38
38	神奈川県	1.39	39	千葉県	1.35
40	千葉県	1.38	39	奈良県	1.35
40	大阪府	1.38	41	埼玉県	1.34
42	宮城県	1.37	41	神奈川県	1.34
42	奈良県	1.37	41	大阪府	1.34
44	秋田県	1.35	44	宮城県	1.31
45	京都府	1.34	45	北海道	1.29
46	北海道	1.31	46	京都府	1.26
47	東京都	1.25	47	東京都	1.17

(注) 矢印は順位が5位以上変動した県

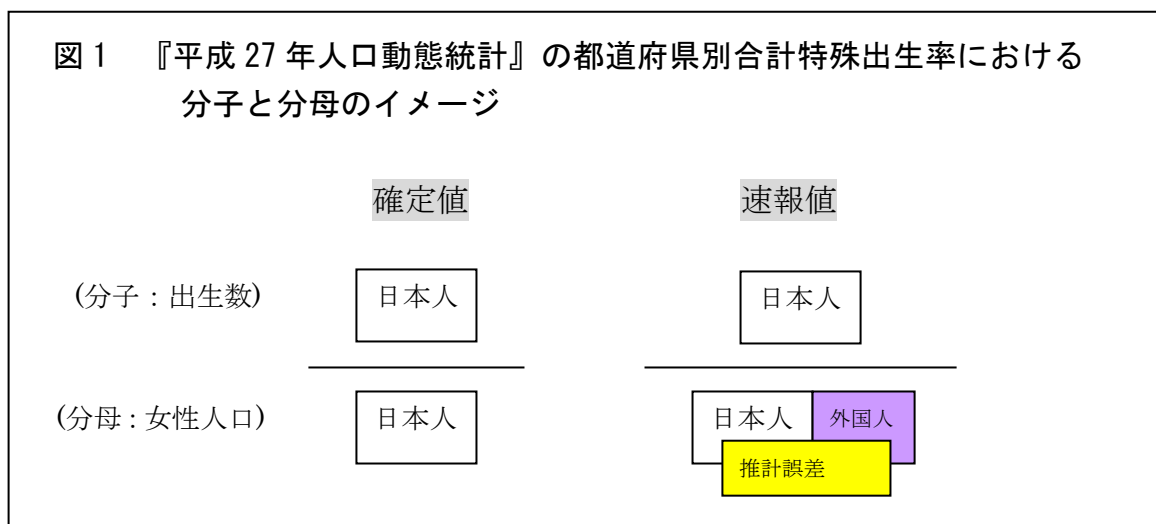
(資料) A 東北大学経済学研究科 高齢経済社会研究センター(吉田・石井)による試算値

B 厚生労働省『平成27年人口動態統計月報年計(概数)』

1 速報値と確定値で数値が大きく異なる理由

厚生労働省の『人口動態統計』では、合計特殊出生率を算出する際に、分子の出生数は日本国内における日本人（日本国籍児）の値を用いることから、それに合わせて本来は分母の女性人口にも日本人人口を用いる必要があります。実際、全国レベルの合計特殊出生率の計算式の分母には常に日本人人口が用いられています。しかし、都道府県別の合計特殊出生率に関しては、日本人人口の統計データが国勢調査の行われないうち（以下、非国勢調査年）には存在しないため、非国勢調査年では外国人を含む総人口（総務省『人口推計』）が代用されます。

また、国勢調査の行われた平成 27 年分については、今年 5 月に公表された速報値では、国勢調査結果の公表前のため、非国勢調査年と同様に外国人を含む総人口が代用されています。一方、年内に公表される平成 27 年の確定値は、国勢調査結果に基づく日本人女性人口を分母に用い算出されます。その結果、分母から外国人女性人口が除外されることにより、確定値では多くの都道府県で速報値から上方に修正されます。また、一部の県では、総務省『人口推計』の推計誤差の影響により、下方に修正される場合があります。



※ 分子の出生数には日本人男性を父親として外国人女性が国内で出産した日本国籍児を含むが、金子・三田（2008）によると、2005 年時点でその出生数全体に占める割合は 1%強となっている。

2 試算方法

今回の試算に当たり本研究グループでは、厚生労働省が国勢調査年の確定値の算出に用いる都道府県別合計特殊出生率の算出方法を可能な限り再現しました。具体的には、分子の出生数については厚生労働省『平成 27 年人口動態統計（確定数）』における都道府県別の母の年齢（5 歳階級）別出生数を用い、分母の女性人口については総務省『平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果』における都道府県別の年齢（5 歳階級）別日本人女性人口に、国籍不詳分および年齢不詳分をそれぞれの年齢階級の人口比率によって按分し加算したものを用いました。

したがって本試算値は、多くの都道府県で後日厚生労働省が公表する確定値と一致すると考えられますが、国籍不詳分および年齢不詳分の按分手法の違い等により、一部の都道府県では±0.01 程度のずれが生じる可能性がありますので、御留意ください。

